

香芝市告示第161号

香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱（令和8年告示第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（交付対象者等） 第3条 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 申請日の属する年度の末日において、満<u>65歳</u>以上の者 （3） 〔略〕 2 〔略〕 （交付申請） 第5条 <u>プレミアム付きデジタル商品券</u>の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、奈良スーパーアプリ（奈良県及び奈良県内の市町村が公的サービスを提供するWEBアプリをいう。以下同じ。）を用いて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類について、<u>当該申請をした者の</u>同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。 （1）～（3） 〔略〕 2 <u>プレミアム付き商品券の交付を受けようとする者は、香芝市地域公共交通運賃等助成申請書（第1号様式）に、前項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、同項第2号及び第3号に掲げる書類について、当該申請を</u>	（交付対象者等） 第3条 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 申請日の属する年度の末日において、満<u>70歳</u>以上の者 （3） 〔略〕 2 〔略〕 （交付申請） 第5条 <u>商品券</u>の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、奈良スーパーアプリ（奈良県及び奈良県内の市町村が公的サービスを提供するWEBアプリをいう。以下同じ。）を用いて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類について、<u>申請者の</u>同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。 （1）～（3） 〔略〕 2 <u>前項の規定にかかわらず、スマートフォン等を所持しておらず、プレミアム付きデジタル商品券を使用することができない者については、香芝市地域公共交通運賃等助成申請書（第1号様式）により申請しなければならない。</u>

改 正 案	現 行
<u>した者の同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。</u> 3 <u>第1項又は前項の規定により申請をした者（次条第2項において「申請者」という。）</u>は、市長が別に定める方法により、商品券の代金として500円を支払わなければならない。 4 [略]	3 <u>申請者は</u>、市長が別に定める方法により、商品券の代金として500円を支払わなければならない。 4 [略]

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

香芝市地域公共交通運賃等助成申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

プレミアム付き商品券の交付を受けたいので、香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

なお、商品券の交付は市長が定める期間において1人につき1回限りであること及び香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱第5条第4項の規定により商品券の代金は返金されないことを確認しました。

同意欄（次の事項に同意する場合は、チェックを入れてください。）

☐ 市が私の住民登録状況及び市の市税の納付状況について、関係公簿等を調査すること。
--

添付書類

- ☐ 個人番号カード、運転免許証等の本人確認ができる書類の写し
- ☐ 住民票の写し（上記の同意欄に記載された事項に同意する場合は、不要）
- ☐ 市の市税に滞納がないことを証明する書類（上記の同意欄に記載された事項に同意する場合は、不要）

附 則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。